

セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する訓令（平成11年防衛庁訓令第29号）第8条の規定に基づき、東北防衛局における職員のセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則を次のように定める。

平成19年9月1日

東北防衛局長 酒 井 隆

東北防衛局における職員のセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則

改正 平成26年4月1日 東北防衛局達第7号

（通則）

第1条 東北防衛局におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等については、セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する訓令及びセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する訓令の運用について（防人1第1889号。11.3.31）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（不利益取扱いの禁止）

第2条 職員は、セクシュアル・ハラスメントを行った職員に対する拒否、セクシュアル・ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他セクシュアル・ハラスメントに関し正当な対応をしたことのために、いかなる不利益処分も受けない。

（職員の注意すべき事項）

第3条 職員は、セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する訓令の運用についての別紙第1の定めるところに従い、セクシュアル・ハラスメントをしないようにしなければならない。

（監督者の責務）

第4条 主任以外の職に補職されている者で事実上監督すべき部下を有する者（以下「監督者」という。）は、良好な勤務環境を確保するため、次の各号に掲げる事項に注意してセクシュアル・ハラスメントの防止及び排除に努めなければならない。

- (1) 日常の執務を通じた指導等により、セクシュアル・ハラスメントにあり得る職員の言動に十分な注意を喚起し、セクシュアル・ハラスメントに関する認識を深めさせること。
- (2) セクシュアル・ハラスメントが職場に生じていないか、又は生じるおそれがないか、職員の言動に十分な注意を払い、勤務環境を害する言動を見逃さないようにすること。

- (3) セクシュアル・ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他セクシュアル・ハラスメントに対する職員の対応に起因して当該職員が職場において不利益を受けていないか、又はそのおそれがないか、職員の言動に十分な注意を払い、勤務環境を害する言動を見逃さないようにすること。
 - (4) セクシュアル・ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他セクシュアル・ハラスメントに対する職員の対応に起因して当該職員が職場において不利益を受けることがないよう配慮しなければならないこと。
 - (5) 職員からセクシュアル・ハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）があった場合には、真摯かつ迅速に、必要な措置をとること。
- 2 監督者は、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に、問題解決のための措置を行わなければならない。

（苦情相談の申出）

第5条 局長は、セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談が職員からなされた場合に対応するため、苦情相談を受ける職員（以下「相談員」という。）を指定する。

- 2 職員は、相談員に対して苦情相談を行うことができる。この場合において、相談員は、苦情相談を受ける日時及び場所について随時指定する。

（苦情相談への対応）

第6条 相談員は、苦情相談に係る事実関係の確認、当該苦情相談に係る当事者に対する指導及び助言並びに当事者間のあっせん等を自ら行い、当該苦情相談を迅速に解決するよう努めるものとする。

- 2 相談員は、苦情相談への対応に当たっては、関係者間のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（雑則）

第7条 この規則に定めるもののほか、セクシュアル・ハラスメントの防止等に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則〔平成26年4月1日東北防衛局達第7号〕

この達は、平成26年4月1日から施行する。